

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は格別なご高配を賜り、まことにありがたく、
厚く御礼申し上げます。
本年もより一層のご支援を賜りますよう職員一同心
よりお願い申し上げます。

平成29年1月

人材創造事業協同組合
専務理事 角熊 千敏

技能実習法について

技能実習法が国会にて可決・成立致しましたの
でご報告致します。

(以下法務省ホームページ抜粋)

○技能実習法について
平成28年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が公布されました。技能実習法の施行は、法律で、公布日から1年以内とされており、その施行に向けて、今後新たな技能実習制度への移行に向けた準備を進めていくこととなります。

○関係法令
技能実習法は、公布日から1年以内に施行されます。なお、技能実習法によって認可法人として新たに設立される外国人技能実習機構に関する一部の規定は、技能実習法の公布と同時に施行されています。また、技能実習法の公布後速やかに外国人技能実習機構を設立するため、技能実習法関連で以下の政省令等を制定しています。これらの政省令等も技能実習法の公布と同時に施行されていますが、技能実習法に基づく技能実習計画の認定、監理団体の許可等に関する詳細を定める省令等の規定については、意見公募手続等においてお知らせしていきます。

今後、新しい情報が入りましたら随時JSJトピックス等でお知らせ致します。

また、入国管理局及び法務省のホームページより技能実習法の概要及び仕組み等のリーフレットがございますので是非参考にしてください。

入国管理局ホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/>

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00014.html

入国情報

昨年12月には中国12名、ベトナム15名、タイ3名の計30名が入国致しました。これにより2016年は中国74名、ベトナム124名、インドネシア40名、タイ6名、モンゴル3名の計247名が日本へ入国致しました。これだけ多くの実習生の受入れができましたのも皆様のご協力があったのもであり、大変感謝しております。職員一同実習生の管理等しっかり行ってきますので今後ともご協力の程よろしくお願い致します。

